

2012年10月19日

第7回「国際共同声明を読み込む講座」
核不拡散条約 (NPT)

1. NPTの背景知識（「核軍縮入門」黒澤満著より）

(1) NPTとは

(ア) NPTの交渉過程と内容

- 核兵器国と非核兵器国の区分（→不平等性）
- 平和利用への限定とその担保（IAEAによる保障措置）
- 不平等性の緩和（平和利用の権利を承認（援助の可能性）＋核兵器国による核軍縮交渉の継続）

(イ) NPTの普遍性確保

- 核兵器廃棄＋NPTへの加盟（南ア）、開発中止＋加盟（ブラジル、アルゼンチン）、ソ連崩壊後移送（ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ）
- 締約国から脱退＋核実験の実施（北朝鮮）

(2) NPTをめぐる諸問題

(ア) IAEA保障措置とその強化

- 包括的保障措置（1970年）
- 1991年湾岸戦争を契機→保障システムの実効性強化（追加議定書モデルの作成）→「正確性」から「完全性へ」
- 追加議定書（受諾は任意？ 開発途上国による反対）

(イ) 北朝鮮とイラン

- NPT加入／脱退と核疑惑（ウラン濃縮計画等）の解明の動き（アメとムチ）

(3) NPT再検討会議と今後の課題

(ア) 1995年・2000年再検討会議

- 差別的性質の緩和→「再検討会議」5年毎の開催
- 1995年NPTの無期限延長を決定、2000年「新アジェンダ連合」

(イ) 2010年再検討会議

- 2005年再検討会議は決裂（不拡散と軍縮、別か同時か）
- オバマ政権による融和→最終文書の採択、64項目の行動計画

(ウ) 今後の核不拡散の課題

- 北朝鮮とイラン
- 未加入（インド、イスラエル、パキスタン）

2. 今回のテーマ

条約の論理構成と法律用語の言い回し

<条約の論理構成>

条約は通常主権国家を拘束するものですので、その内容は国内の法律と同様、論理構成はかっちりしています。今回は、NPT がどのような論理で構成されているのか（法律は、目的、執行、評価、担保等をセットで考えるのが基本となります）、どの部分が対立論点になったであろうかを想像し、自分が一方の立場であれば（ただし核兵器の不拡散という大きな目標自体は立場を問わず共有）どのような主張（センテンス、使う英単語）をしたであろうかを実際に考えて議論しながら英文を読み込みます。

<法律用語の言い回し>

ひとつひとつの英単語の意味は知っていても、条約や決議等で使われる英語は言い回しなどが特殊な面があります。

普段はあまり読んだことがないような調子（格調：高いか低いかは別として）の英文にも慣れることを目指します。

3. 演習

(1) 第1条

名宛人（誰が…（なにをすべき、すべきでない））

対象となる行為

→ その行為の対象（物）

態様

（参考：思考のプロセス）

- ・ NPT の目的は核兵器の不拡散
- ・ 不拡散のためには…
 - 現に持っている国（なにをすべきか）
 - いまは持っていない国（に対してなにをすべきか）
- ・ 規制の構造は網羅的か（抜け道は塞がれているか）

(2) NPT の全体構造の確認（全体の中で各条文によるバランスの取り方）

NPT 条約の内容自体が、（主権国家は平等であるという原則に対して）不平等であることを踏まえ…

- ・ 核兵器国の権利と義務は
- ・ 非核兵器国の権利と義務は